

ボランティア保険について(令和3年度)

ボランティア活動中のケガや事故など、「いざ!」というときのためにかけておきたい保険。中津市社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会が運営しているボランティア保険の窓口となっています。(各エリア(中津・三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国)でも加入できます)

・ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任などについて補償する保険です。

加入者	ボランティア個人、グループ、団体 NPO 法人	
補償期間	毎年4月1日午前0時～翌年3月31日午後12時まで	
保険料	基本プラン	350円/1人(年額)
	天災・地震補償プラン	500円/1人(年額)
	【基本プランに加入される方へ】 基本プランでは地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。 ◆災害：ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。 ※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心したボランティア活動に参加いただけます。	
加入方法	1、印鑑と保険料を持って窓口へお越しください。(電話・FAX・インターネット等での加入はできません) →場所・時間：中津市社会福祉協議会、平日の8時30分～17時15分まで(土・日、祝日は不可) 2、窓口で所定用紙にご記入ください。 (団体で加入する場合は、加入者の氏名、年齢をお書きいただきます。すでに作成済みの名簿がある場合は名簿添付でも構いません) 3、手続きは30分ほどで完了します。適用は、加入手続き完了日の翌日午前0時から当該年度の3月31日午後12時までです。 4、ご加入は、お一人につきいずれかのプラン1口のみとなります。 ※加入申込人は2口以上加入される被保険者がいないことをご確認のうえ、お申込みください。 《災害ボランティアの場合は、特例により手続き完了時点から適用されることがあります》	
その他	詳細はふくしの保険(全国社会福祉協議会 HP)にてご確認ください。	

・ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償する保険です。

加入者	ボランティア個人、グループ、団体、NPO 法人など		
補償期間	その行事の開催期間 ※加入手続完了日の翌日午前 0 時以降の行事開催日から		
保険料	A プ ラ ン	A1 行事	1 日 28 円/1 人(最低保険料 560 円)
		A2 行事	1 日 126 円/1 人(最低保険料 2,520 円)
		A3 行事	1 日 248 円/1 人(最低保険料 4,960 円)
	B プラン(宿泊を伴う行事)	1 泊 2 日 241 円/1 人 ～6 泊 7 日 364 円/1 人まで	
C プラン(宿泊を伴わないかつ参加者不特定行事)	1 日 28 円/1 人(最低保険料 560 円)・ A1 区分の行事		
その他	詳細はふくしの保険(全国社会福祉協議会 HP)にてご確認ください。		

・福祉サービス総合補償

在宅福祉・地域福祉などの活動中の事故を補償します。

加入者	施設、団体、ボランティアグループなど	
補償期間	毎年 4 月 1 日午前 0 時～翌年 3 月 31 日午後 12 時まで	
保険料	A プラン	延活動従事者数×17 円
	B プラン	延活動従事者数×28 円
	C プラン	延活動従事者数×42 円
	※その他、オプション(感染症補償 延活動従事者数×1 円)	
対象となるサービス	在宅福祉サービス/地域福祉サービス/ホームヘルプサービス/デイサービス/家事援助サービス/配食・給食サービスなど	
その他	詳細はふくしの保険(全国社会福祉協議会 HP)にてご確認ください。	

・送迎サービス補償

送迎、移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償します。

加入者	施設、団体、ボランティアグループなど	
補償期間	毎年 4 月 1 日午前 0 時～翌年 3 月 31 日午後 12 時まで	
保険料	A プラン 【利用者特定方式】	利用者 1 名 20 円/1 日 (1 申込につき最低保険料 1,000 円)
	B プラン 【自動車特定方式】	法定乗車定員 1 名 2,000 円/年間
その他	詳細はふくしの保険(全国社会福祉協議会 HP)にてご確認ください。	